令和８年（フ）第１２８号
広島県竹原市下野町650番地　竹原むつみ老人保健施設、住民票上の住所広島県竹原市塩町二丁目９番17号
債務者　竹の茶屋いっぷくこと　和泉　フミヨ
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
　広島地方裁判所呉支部

令和８年（フ）第１０３号
広島県尾道市瀬戸田町林1034番地
債務者　中田　雄大
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
　広島地方裁判所尾道支部

令和８年（フ）第２１７号
広島県福山市南松永町二丁目12番８―605号南松永レジデンス
債務者　佐藤菜穂子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第３２１号
愛媛県松山市北土居５丁目16番28号　椿参道ヒルズ101号
債務者　西川由希子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
　松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２４８号
福岡県久留米市宮ノ陣五丁目14―２　ヒカリノ宮の陣501号　永瀬様方、住民票上の住所福岡県大野城市大池２丁目16番５号
債務者　笠　　耕介
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
　福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２９０号
福岡県久留米市合川町1551―２　レオパレス高良川202号、住民票上の住所大分県別府市大字内竈1104番地　フレグランス高橋201号
債務者　佐古　洋一
1　決定年月日時　令和８年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
　福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２９１号
福岡県うきは市浮羽町朝田277番地11　県営うきは団地２棟201号
債務者　中村智登利
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
　福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第２９４号
福岡県久留米市御井町690番地１　サンハイツ岡101号
債務者　浦山　龍治
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
　福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第８８号
熊本県玉名市伊倉北方265　医療法人信和会城ケ崎病院気付、住民票上の住所熊本県玉名市岩崎1167番地　岩崎原ハイツ202号
債務者　髙田　英喜
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
　熊本地方裁判所玉名支部

令和８年（フ）第４２９号
宮崎市大字赤江974番地１　グリーンコート東館Ｄ棟203号、前住所宮崎県東諸県郡国富町大字本庄9915番地２
債務者　池島　夏未
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
　宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第５４号
宮崎県日南市吾田東八丁目７番27号
債務者　荒武　大地
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
　宮崎地方裁判所日南支部

令和８年（フ）第３１３号
沖縄県宜野湾市愛知３丁目17番16号　比嘉アパート　Ａ―13号
債務者　與儀　清人
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
　那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第２８号
沖縄県宮古島市上野字野原724番地２　ラッキーハウス上野102
債務者　新里　　博
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
　那覇地方裁判所平良支部

令和８年（フ）第８５号
岩手県一関市東山町長坂字南磐井里50番地２
債務者　千田　　淳
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
　盛岡地方裁判所一関支部

令和８年（フ）第８６号
岩手県一関市東山町長坂字南磐井里50番地２
債務者　千田　郁恵
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
　盛岡地方裁判所一関支部

令和８年（フ）第３２３号
金沢市三小牛町ホ84番地２
債務者　髙島なつ美
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
　金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第８５号
石川県小松市木場台203番地
債務者　俵　　明美
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
　金沢地方裁判所小松支部